(略)	°)	下この項において同じ	定認証機器を除く。以	項に規定する表示付特	認証機器又は同条第三	二項に規定する表示付	七号)第十二条の五第	三十二年法律第百六十	制に関する法律(昭和	放射性同位元素等の規	第一項の放射線装置(二十一 電離則第十五条 (略)	(略)	機械等の種類 事項 図面等	別表第七(第八十五条、第八十六条関係)	改 正 後
(略)	の項において同じ。)	証機器を除く。以下こ	規定する表示付特定認	機器又は同条第三項に	に規定する表示付認証) 第十二条の五第二項	二年法律第百六十七号	関する法律(昭和三十)	る放射線障害の防止に	放射性同位元素等によ	第一項の放射線装置(二十一 電離則第十五条 (略)	(略)	機械等の種類 事項 図面等	別表第七(第八十五条、第八十六条関係)	改正前

(傍線部分は改正部分)